

山梨県立博物館カフェ管理運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

山梨県立博物館カフェ管理運営等業務委託

2 委託期間

(ア) 博物館カフェの運営：契約の締結の日（令和5年9月予定）から令和9年3月31日まで

※営業期間：令和6年3月頃から令和9年3月31日まで

（改修工事の完了次第（令和5年11月頃を予定）、開始が可能。

始期については、受託事業者との協議にて決定する。）

(イ) 人材育成及びスイーツ王国の気運醸成：契約締結の日（令和5年9月予定）から令和6年3月31日まで

3 委託者

山梨県観光文化・スポーツ部観光振興課（以下「山梨県」という。）

4 博物館カフェの概要

(1) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田 1501-1

(2) 設置場所 山梨県立博物館 1階

(3) 面積 106.39 m²

(4) 客席数 25席(レイアウト等については、要相談)

(5) 利用者 博物館利用者等

※ 平面図（仕様書・別紙1）及び備品一覧（仕様書・別紙2）は別添のとおり

5 委託業務内容

(ア) 博物館カフェの運営

① 博物館カフェの安定的運営

② 県産果実を使用したスイーツの提供

(イ) 人材育成及びスイーツ王国の気運醸成

① 若手パティシエの県産果実を使用したスイーツの開発・販売支援（1商品以上）

② 県内パティシエを対象とした県産果実を使用したスイーツ講習会（3回）

③ 博物館カフェの周知・オープニングイベントの開催（1回）

6 委託条件

(1) 契約方法

山梨県と受託事業者において、博物館カフェ管理運営等に関する委託契約(以下「委託契約」という。)を締結の上、博物館カフェの運営・管理を行うものとします。

(2) 運営委託料等

(ア) 博物館カフェ(以下「カフェ」という。)の運営

- ・運営委託料の支払いは行わない。
- ・運営収支は全て受託事業者に帰属し、運営収支の責任は受託事業者が負うものとします。
- ・家賃(使用料(約2,122千円))については、全額免除とします。

(イ) 人材育成及びスイーツ王国の気運醸成

- ・予算限度額、2,906,000円(消費税込み)の範囲内で契約額をお支払いします。

(3) 再委託の禁止

委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとします。ただし、あらかじめ山梨県の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

(4) 契約の取消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、委託契約を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、受託事業者に損害又は損失が生じても、山梨県は、その賠償又は補償の責めを一切負わないこととします。

- ① 受託事業者が委託契約書の条項及び本仕様書の条項に違反したとき。
- ② カフェの場所について、山梨県が行政上の目的で別に使用する必要が生じた場合
- ③ 受託事業者が応募資格の詐称、その他不正な手段により契約を締結したとき。
- ④ 受託事業者が銀行の取引停止、破産の宣告又はこれに類する措置を受けたとき。
- ⑤ 受託事業者が委託業務を取り扱うことが不相当と認められる事情が発生したとき。

(5) 現状回復

委託契約期間が終了したとき、受託事業者の都合により営業を終了するとき又は委託契約が取り消された場合には、受託事業者は直ちに自己の責任と負担により使用した財産を原状に回復して返還することとします。

※原状：改修工事が完了した状態で、受託事業者が入居する以前の状態のこと

(6) 損害賠償

受託事業者が、山梨県又は第三者に損害を与えた場合は、全て自己の責任でその損害を賠償するものとします。

(7) 一時休業措置

委託契約期間中に、厨房機器等の不具合により、大規模な修繕や入替等の必要が生じ、その修繕や入替等に要する期間がカフェの管理運営に影響を及ぼす場合は、受託事業者と協議の上、一時休業等の措置をとることがあります。この場合において、受託事業者から山梨県に対して一切の補償を請求することはできないこととします。

(8) 営業の終了

原則、委託期間内の解約は認めませんが、万が一、受託事業者の都合により、カフェの経営を終了するときは、少なくとも6ヶ月前に、県に対して文書で申し出るものとします。

7 運営条件

(1) 開店予定日

改修工事の完了次第（令和5年11月頃を予定）、開店可能だが、遅くとも令和6年度中に開店すること。

(2) 営業日・営業時間

① 営業日

原則として、営業日は県立博物館の開館日とします。なお、開館日は次の閉館日を除く日となります。

ア 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(次号において「休日」という。)である場合を除く。)

イ 休日の翌日(この日が日曜日である場合を除く。)

ウ 12月29日から翌年の1月1日までの日

エ 1月の第二火曜日(この日が1月8日である場合にあっては第三火曜日)から翌週の月曜日までの日

② 営業時間

- ・営業時間は、博物館の開館時間(9:00~17:00)内の中で、企画提案によるものとします。
- ・契約後に営業時間を変更する場合は、山梨県の承認を必要とします。
- ・山梨県から営業時間の変更を依頼する場合は、山梨県と受託事業者で協議を行うこととします。

(3) 従業員

① 受託事業者は、従業員の教育や適正配置に努めなければならない。

② 受託事業者は、従業員(パートを含む)の氏名、年齢、住所、連絡先を記載した名簿を提出しなければならない。

③ 受託事業者は、常勤の従業員のうちから現場責任者を定め、報告しなければならない。

(4) 安全・衛生

- ① 受託事業者は、カフェ業務を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関連法令を遵守し、監督官庁の指示に従わなければならない。
- ② カフェ営業より生ずる廃棄物については、受託事業者の責任において処理しなければならない。

(5) 苦情処理

受託事業者は、利用客からの苦情等については、誠意をもって対応すること。また、その内容及び対応状況を遅滞なく県に報告するものとする。

(6) 設備、備品、消耗品の無償貸与等（詳細は現地説明会の際にご確認ください。）

- ・ 次の設備・備品について、無償で使用できるものとします。

ア 椅子、カウンター、テーブル

イ 厨房機器（別紙のとおり）

- ※ ア及びイについては、受託事業者の要望を考慮し、予算の範囲内で新たに整備いたします。
- ※ 博物館の性格上、防火対策としてガス調理器を使用できないため、備え付けの電磁調理器を使用してください。
- ※ 企画提案により、受託事業者は無償で貸与される備品等を使用せず、受託事業者の負担により準備した備品等を使用することも可能です。

ウ 空調設備は冷暖房が可能

- ・ 食器やカトラリー、調理器具（鍋、ボール等）等の消耗品はありませんので、受託事業者で用意してください。

(7) 経費負担区分

① 山梨県が負担する経費

- ア 山梨県が整備した設備等の修繕や撤去に要する費用（②のイを除く。）
- イ 建物の躯体や構造に影響を及ぼす設備等の修繕に要する費用（②のイを除く。）

② 受託事業者が負担する経費

- ア 光熱水費（電気料金、水道料金）、通信費
- イ 受託事業者の故意又は過失による修繕等に要する費用
- ウ 山梨県が用意した設備等以外のものを受託事業者が新たに設置、修繕又は撤去する場合に要する費用

エ メニューサンプル、サンプル表示の装飾等に要する費用

オ 受託事業者が新たに設置したサイン（カフェ利用案内等）及び装飾等の修繕又は撤去する場合に要する費用

カ 委託業務に関わる清掃費、ごみ処理費、材料費、人件費、衣服費、消耗品費、その他委託業務遂行上必要とされる一切の経費

(8) 営業手数料

カフェ運営に係る山梨県への営業手数料の支払いは不要です。

(9) メニュー

必ず県産フルーツを活用したスイーツメニューを提供すること。

(10) 食材等の搬入

食材等の搬入は、カフェ厨房隣まで、車両乗入れが可能。

(11) 施設の管理

- ・受託事業者は善良な管理者の注意をもってカフェ施設を使用すること。
- ・受託事業者に対し山梨県が施設の管理上必要な事項を通知した場合は、それを遵守すること。
- ・受託事業者はカフェ施設内における衛生管理及び感染対策に十分留意することとし、常に清潔に保つこと。
- ・博物館は全て禁煙であることから、カフェ施設内も全て禁煙とすること。
- ・博物館（カフェ施設内を除く）及び敷地内において、張り紙、看板等の表示又は掲出はできません。ただし、予め承認を受けた場合は、この限りではありません。

(12) 法令遵守

- ・カフェの運営に当たっては、関係法規及び施設管理者等が定める規程等を遵守すること。
- ・管理運営に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て受託事業者の責任と負担において行うこと。

(13) その他

- ・受託事業者の都合により生じる経費は、受託事業者が負担してください。
- ・山梨県から収支等の報告を求められた場合は、受託事業者はその求めに応じてください。なお、クレーム対応については、その都度、山梨県に報告してください。
- ・受託事業者は、カフェ施設の使用に当たり、形質の変更をすることはできません。ただし、予め承認を受けたときは、この限りではありません。
- ・受託事業者は、山梨県の指示に従い、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好な状態

に保つように使用してください。

- ・従業員用の駐車場については、博物館職員の駐車場が利用可能（最大5台まで）。
- ・山梨県及び県立博物館の施策の推進やイベント企画に対して、営業に支障がない範囲で協力してください。

8 「人材育成及びスイーツ王国の気運醸成」業務について

(1) 若手パティシエの県産果実を使用したスイーツの開発・販売支援（随時）

- ・若手パティシエ開発のカフェメニューを、令和5年度は1商品以上提供すること。
- ・若手パティシエに広く周知し、募集に努めること。
- ・若手パティシエの創作スイーツについて、お客様から選択されるよう開発・販売支援を行うこと。
- ・アンケート等により、創作スイーツについて、喫食者からの手応えや改善点等の分析を行うこと。
- ・販売手数料・在庫等の取扱については、若手パティシエが参加しやすいよう配慮するとともに、事前に山梨県と協議すること。

(2) 県内パティシエを対象とした県産果実を使用したスイーツ講習会（3回）

- ・毎回、果実を変えて、実施すること。
- ・講習会場は、原則、博物館カフェとし、来館者の多い土日祝祭日を避けて行うこと。なお、他の施設で開催する場合の使用料等は、委託料の中で対応すること。
- ・講習会には、10名以上のパティシエが参加できるよう努めること。
- ・講習会の受講料の徴収については、材料費程度とすること。
- ・受講後のアンケート調査を行い、講習会の改善に努めること。

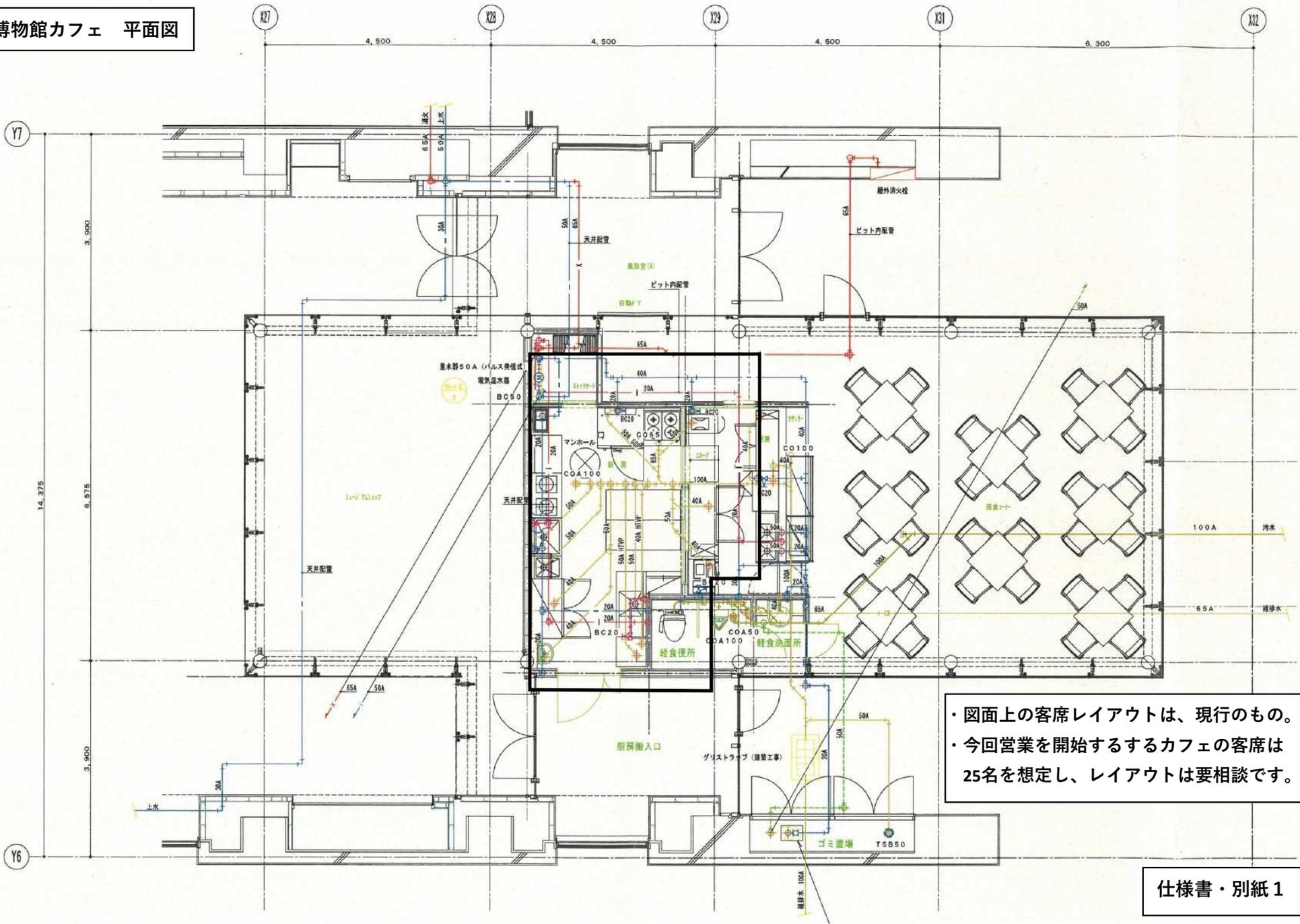
(3) 博物館カフェの周知・オープニングイベントの開催（1回）

- ・カフェの営業開始時に合わせ、オープニングイベントを開催すること。
- ・イベント開催時には、県立博物館と十分調整を行うこと。
- ・周知にあたり、県のHP等の無料媒体の活用も検討すること。

9 その他

その他必要事項は、予め県と協議すること。

博物館カフェ 平面図



・図面上の客席レイアウトは、現行のもの。
 ・今回営業を開始するするカフェの客席は
 25名を想定し、レイアウトは要相談です。

備品一覧表

【点検実施済み】

	品名	メーカー	型式	数量	備考
1	冷凍冷蔵庫	福島工業	EXN-41PM7	1	不良のため、更新予定
2	電磁調理器	北沢産業	IND-35ST	1	
3	スチームコンベクションオープン	北沢産業	A6-11	1	軟水器カートリッジ交換必要
4	テーブル形冷蔵庫①	福島工業	RXU-40RE7	1	
5	テーブル形冷蔵庫②	福島工業	RXC-50RM7	1	
6	製氷機	大和冷機工業	KIC-65LMT1	1	
7	食器洗浄機	サンヨー	DW-HD43U3L	1	不良のため、更新予定
8	エアコン室内機	日立	RPCK-NP140K	1	

【未点検】 ※現状での引き渡しになります。

	品名	メーカー	型式	数量	備考
1	エスプレッソコーヒーマシン	saecoロイヤルプロフェッショナル		1	
2	ソフトクリームフリーザー	SANYO	SSF-M204P	1	
3	フードプロセッサ	CUISINART	DLC-NXJPS	1	
4	電子レンジ	SANYO	EM-750	1	
5	冷凍ストッカー		PF-057X	1	
6	電気卓上ウォーマー		KTW-6.5-2T	2	
7	コールドドリンクディスペンサー		DS-10W	1	

【その他】

	品名	メーカー	型式	数量	備考
1	調理台		TC-156	2	
2	作業台		T-7045-P	1	
3	引出付調理台		T-760B-P	1	
4	ソイルドテーブル			1	
5	一槽シンク		1S-456B-P	1	
6	一槽シンク		1S-76B-P	1	
7	二槽シンク水切り付き		2S-1045MLB-P	1	
8	電子レンジ架台		0S-54	1	
9	スチームオープン専用架台		KEM-T650S	1	
10	ウォーマー置き台		T-77B-P	1	
11	吊戸棚		0C-635	1	
12	シェルフ棚		0S	1	
13	置き台		TC-76	1	
14	ステンレス棚		SC-914S × SCP1900	1	

【調達予定】

	品名	メーカー	型式	数量	備考
1	洋菓子用ショーケース			1	
2	冷凍冷蔵庫			1	
3	プラスチックラレー&ショックフリーザー			1	
4	スタンドミキサー			1	
5	食器洗浄機			1	
6	電気瞬間湯沸器			1	